電子入札の手引き

- 建設工事及び建設コンサルタント業務等-

趣旨

この手引きは、尾道市電子入札実施要領(平成20年4月1日制定)に基づき、尾道市が発注する建設工事及び土木建築の工事に関するコンサルタント等業務を**電子入札システムを使用して発注する場合**の手続等について示した実務用のマニュアルです。

電子入札について

電子入札システムは、指名又は見積依頼通知書の受理、及び入札又は随意 契約に係る見積書の提出(以下「入札等」という。)から落札者又は見積決定 者(以下「落札者等」という。)決定までの一連の手続きをインターネットを 利用して行うものです。

電子入札システムの運用時間は、尾道市の休日を定める条例(平成元年条例第34条)第1条第1項に規定する市の休日を除く毎日午前9時から午後5時までとします。ただし、電子入札システムの保守、点検等のため必要が生じた場合は、利用者への事前予告を行うことなく、運用の停止又は中断を行うことがあります。

案件登録

入札書又は見積書(以下「入札書等」という。)の受付期間は、原則として 連続する2日間とし、開札又は見積書確認(以下「開札等」という。)予定日 時は入札書等提出締切日時の翌日を標準とします。

登録した案件について尾道市の錯誤等があり入札等の手続きを継続できない場合は、その案件を中止し、新規案件として登録し、再度、公告及び入札執行通知等を行います。

この場合は、電子入札システムにより手続きを中止した旨を通知するとと もに、電話等の方法による連絡も行います。

電子入札システムの障害等により電子入札システムを使用した入開札等の手続ができないときは、入札等の延期、書面入札又は書面見積への変更をします。

この場合には、電話等の方法による連絡を行います。

入札書等提出

指定した入札書等の受付期間内(原則、連続する開庁日2日間)に、入札 又は見積金額、くじ番号を入力して送信してください。

ウイルス対策について

入札又は見積参加者(以下「入札等参加者」という。)は、コンピューター ウイルスに感染しないようにウイルス対策用のアプリケーションソフトを導 入するなどの対策を講じてください。

ウイルス対策用アプリケーションソフトの種類は問いませんが、常に最新のパターンファイルを適用し、入札書若しくは見積書又は添付書類等を提出する前に必ずウイルス感染チェックを行ってください。

なお、提出された入札書若しくは見積書又は添付書類等がウイルスに感染 していることが判明した場合は、発注機関は直ちに処理作業を中止し、当該 電子入札等参加者と書類の提出方法を協議します。

辞退

1 入札書等提出前の辞退

電子入札システムにて入札書等受付締切時間までに辞退届を提出することにより、入札等を辞退することができます。(入札書等受付開始日時前に辞退届を提出することも可能です。)

2 入札書等提出後の辞退

電子入札システムによる入札書等提出後の辞退は、原則として認めません。

3 入札書等未送信の場合

入札書等受付締切予定日時になっても入札書等が電子入札システムに未 到達の場合は、当該入札等参加者が入札等を辞退したものとみなします。

開札等

1 開札等の方法

開札等は、事前に設定した開札等予定日時後速やかに行います。ただし、 書面参加者がいる場合には、書面参加者の入札書等を開封し、その内容を 電子入札システムに登録してから入札書等の開札等を行います。

2 くじの実施

落札又は見積決定となるべき同価格の入札等をした者が2人以上ある場合は、電子入札システムによる電子くじの方法により落札者等を決定(落 札候補者を選定)します。

3 電子くじの方法

入札等参加者は入札等の時にくじ番号(任意の3桁の数字)を入力する ものとし、電子くじは、くじ番号、入札書等の提出日時(1970年1月1日 からのトータル秒数)及び入札書等の到達順を基に電子入札システムによ り落札者等を決定(落札候補者を選定)します。

なお、くじ番号の入力を省略した場合は、「001」と<u>入力した</u>ものとみなします。

4 低入札価格調査対象の入札があった場合

低入札価格調査対象の入札があった場合には、入札参加者に電子入札システムにより調査・保留する旨を通知します。

なお、調査により落札者を決定したときは、入札参加者に電子入札システムにより落札者の決定を通知します。

5 事後審査

落札候補者が選定されたら、電子入札システムにより資格要件確認書類の提出を依頼します。

6 開札等の延期又は中止

開札等の延期又は中止をする場合には、入札等参加者に電子入札システムその他の適当な手段により、開札等を延期し、又は中止する旨を通知します。

7 入札等の結果の公表について

落札者決定を行った場合は、電子入札システムにより入札参加者に通知 します。

また、入札等の結果については、尾道市ホームページにより公表します。

再度入札等

再度入札等を行う場合は、入札等参加者に電子入札システムにより再度入 札等の日時を入札等最低金額と併せて通知します。書面参加者へは電話等に より連絡します。

再度入札等は、原則当初開札日又は見積書確認日と同日に行います。

ただし、入札参加資格の審査の結果、落札候補者が無効となったことにより再度入札となる場合を除きます。

書面参加への変更を認める基準

次に掲げる場合には、書面参加申請書(様式第1号)により尾道市の承認を得た上で、書面参加をすることができます。書面参加申請書は、入札書等受付締切予定日時の1時間前までに提出してください。

- (1) 代表者氏名、商号又は名称、本店住所の変更により、IC カードの再取得の手続きを行っている場合
- (2) 破損、盗難等のため IC カードの使用ができなくなり、IC カードの 再発行の手続きを行っている場合
- (3) 入札等参加者の使用するパソコンに障害が発生した場合
- (4) その他、やむを得ない理由によって電子参加することができない状態になった場合

なお、書面参加に変更した者は、当該入札等案件について電子入札等に係る作業を行わないよう指示するものとします。ただし、既に実施済みの電子 入札システムによる書類の送受信は有効なものとして取り扱います。

入札等参加者の利用者登録及び IC カードの取扱い

1 電子入札システムへの利用者登録

入札等参加者が初めて電子入札システムを利用する場合(登録済み事項の変更の場合を含む。)及び新たに IC カードを取得した場合には、利用者登録を行ってください。

2 電子入札等を利用することができる IC カード

電子入札等を利用することができる IC カードは、広島県に対し利用開始申請を行い、利用者登録番号及び企業 ID の交付を受けている代表権限のある役員名義の IC カードに限ります。

3 特定建設工事共同企業体における IC カードの取扱い

特定建設工事共同企業体(以下「特定 JV」という。)は、その代表構成員の代表者が取得し、その代表構成員が単体企業用として電子入札システムに登録した IC カードを使用して、電子入札を行います。したがって、特定 JV 用としての利用者登録は必要ありません。

4 利用者登録についての留意事項

ICカードを紛失、失効又は破損した場合には入札等に参加できないので、 予備のICカードを準備しておくことを推奨します。

建設工事とコンサルタント業務の両方の入札に参加する場合には、IC カードは共用できますので、IC カードをそれぞれ取得する必要はありません。

5 代表者氏名、商号又は名称、本店住所に変更があった場合 事実と異なる情報が入っているICカードを使用して電子入札システムを 利用すると、その行為は原則として無効となり、指名除外等の措置がとられることがあります。

代表者氏名、商号又は名称、本店住所に変更があった場合は、次のとおり手続きを行ってください。

- ① 「電子入札等システム申請内容変更届出書」を広島県に提出する。
- ② IC カードの再購入の手続きを行う。
- ③ 尾道市に従来どおりの変更の手続き(「入札参加資格審査申請書変更 届」を提出)をする。
- ④ 再購入した IC カードで利用者登録を行う。既に通知されている利用者登録番号は、原則として変わりません。

6 IC カードの不正使用等の取扱い

入札等参加者が IC カードを不正に使用等した場合には、当該入札参加資格又は指名を取り消す等、当該入札等への参加を認めません。

落札又は見積決定後に不正使用等が判明した場合には、契約締結前であれば契約締結を行わず、契約締結後に不正使用等が判明した場合には、着工工事の進捗状況等を考慮して契約を解除するか否か判断します。

また、入札等参加者が IC カードを不正に使用等した場合には、指名除外等を行うことがあります。

<不正に使用等した場合の例示>

- (1)他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札等に参加した場合
- (2) 代表者が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者の IC カードを使用して入札等に参加した場合(発注者の承認を得ている場合を除く。)

7 IC カードの有効期限

有効期限の切れた IC カードでは入札等に参加できませんので、有効期限 日前までに IC カードの更新を行ってください。